

仕様書

(桧尾川左岸1号線ほか河川維持業務委託)

第1章 総則

第1条 目的

本委託は、大阪府管理河川区域内の市管理道路及び護岸堤防部における除草業務及び清掃業務であり、市民の快適な利用に供するための環境整備を図るものである。

第2条 適用

本仕様書は、高槻市都市創造部道路課にて施行する『桧尾川左岸1号線ほか河川維持業務委託』に適用する。

第3条 基本事項

本業務は、本仕様書並びに大阪府都市整備部監修の「委託役務業務必携」に従い業務を行うこと。(ただし、1-1-6第3項は適用除外とし、建設業法第二十六条に定める主任技術者と同等の資格を有する者を配置すること。)また、委託役務業務必携に特に定めがない事項については、「土木請負工事必携」(大阪府都市整備部)の規定によること。ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書(以後、府契約書という。)を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

第4条 その他

1. 受注者又は受注者が本仕様様に定める業務に従事するものは、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等から内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。なお、受注者は上記について、契約後すみやかに、従事者に通知するものとする。
2. 受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への配慮の推進の取組について協力するように努力すること。
3. 設計図書及び見積参考図書は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは設計図書(仕様書、数量総括表、質問回答書)以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かない

よう、その防止措置に留意しなければならない。

4. 本仕様書に定めない事項については、速やかに監督職員に連絡し協議を行うこと。

第2章 河川維持業務

第1条 一般事項

1. 受注者は、契約後直ちに管理技術者を選任して監督職員に届け出るものとする。
2. 管理技術者は、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ・熱中症等がないよう配慮すること。
3. 受注者は、設計図書並びに本仕様書に明記のない事項であっても、業務を実施する上で当然必要と認められる業務については、監督職員の指示に従って受注者の費用負担により施工するものとする。

第2条 苦情・要望等の処理

委託業務の実施に当たり、関係官公署及び地元代表者、周辺住民等と協議の必要がある場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、苦情・要望等を受けたときも同様に監督職員に報告し協議を行うこと。

第3条 安全管理

1. 作業中は安全確保のため、通行人、車両の誘導を行い、第三者災害防止に努めること。なお、第三者に損害を与えたり、既存の道路構造物や隣接家屋等を損傷したりした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
2. 機械作業中の飛石が各施設、隣接家屋、車両や通行人等に被害を及ぼすことの無い様に養生の上、十分注意して作業を行うこと。
3. 機械作業中に草刈り機等で各施設や隣接家屋に被害を及ぼすことの無いように、近接箇所で作業する場合は養生等を行い、十分に注意して作業を行うこと。

第4条 提出書類

1. 着手及び完了関係書類
2. 業務計画書
3. 業務報告関係書類
 - ① 業務週報
 - ② 安全管理週報
 - ③ 出来高管理関係
 - ④ 処分伝票及び集計表
 - ⑤ 交通誘導員伝票及び集計表

⑥ 業務実施写真

※業務報告関係書類は1回目分、2回目分を回ごとに作成し、1回目分を2部、2回目分は1部提出すること。

4. その他、監督職員が指示したもの。

第5条 写真管理

1. A4版用紙で統一すること。
2. 全てカラー写真とする。
3. 業務写真は、実施前、実施中、実施後について、おおよそ100mに1箇所、同一箇所（同一風景）で実施前後を対比できるように、撮影すること。
4. 除草の実施状況、飛石防護設置状況、塵芥収集状況、集草・塵芥の処理施設への運搬・処理の状況や交通誘導員配置状況等、数量計上されている工種については、これを撮影すること。
5. 実施後の写真は、集草、塵芥収集、運搬および後片付けが終わった後に撮影すること。
6. 位置図（撮影箇所の表示）を添付すること。

第6条 実施

1. 実施期間は以下のとおりとする。
 - 1回目 6月中旬～8月10日
 - 2回目 9月中旬～10月下旬
2. 本委託は、緊急性を要する箇所も含まれるため、監督職員と協議のうえ、受注後、速やかに実施すること。
3. 除草範囲について、回ごとに異なるため、監督職員に確認すること。
 - 1回目 河川区域内
 - 2回目 河川区域内の高槻市管理範囲
4. 2回目の着手開始時期については、1回目の作業完了後に、監督職員と協議のうえ決定すること。
5. 作業着手後は継続して1回分の作業を実施すること。
6. 1回目の作業完了後は、速やかに業務実施写真等を提出し、監督職員の確認をうけること。

第7条 焼却処理、焼却

1. 雑草刈取り及び塵芥作業後は、作業で発生した刈草や塵芥等を現場に放置せず、原則としてその日に回収し、速やかに処理施設に運搬し処理するものとする。なお、積算上の処理施設は下表を見込んでいるが、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

施設名	所在地	処分費
エネルギーセンター	高槻市前島 3 丁目 8-1	有料

2. 作業で回収した刈草や塵芥等は適正な処理を行い、必要に応じて証明書等を提出すること。
3. 野焼きは、禁止する。
4. 回収等の作業は、刈草が民家や道路、河川内に飛散しないように配慮すること。

第8条 その他事項

1. 業務着手前に沿道住民の方々へ看板や案内ビラ等にて周知すること。
2. 安全対策、住民対策については受注者で行うこと。

以 上

環境方針

基本理念

高槻市は、北摂連山の美しい山並みに恵まれ、淀川の悠久の流れに抱かれた自然豊かなまちで、私たちはその恩恵を受けています。

また、古くから京都と大阪を結ぶ要衝の地として栄え、数多くの貴重な遺跡や文化財も有しております。これら貴重な自然と文化の財産を、守り、育て、さらに、将来の世代まで引き継ぐことが重要です。

一方、私たちは日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを求め、大量の化石エネルギーを消費しています。このことが、地球温暖化問題を深刻化させるとともに、生物の多様性が損なわれつつある状況を生み出しています。私たちは、この状況を深く受け止め、地域の環境はもとより、地球規模での良好な環境のあり方を考え、環境と共生した持続可能な社会の実現を目指し、取り組まなければなりません。

そこで、高槻市では、市民、事業者、行政の協働により、環境に配慮した施策を展開し、将来に良好な環境を引き継げる社会を形成します。

基本方針

将来に良好な環境を引き継げる社会を形成するため、以下の事項に取り組み、積極的な環境配慮を行います。

- 1 「第2次高槻市環境基本計画」を受けて定める「たかつき環境行動計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する主体別及び協働の取組を推進します。
- 2 環境に関する法令や協定などを遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境目的・目標を定めて、計画的・効果的に環境負荷の低減を図ります。
 - (1) 「たかつきエコオフィスプラン」や「グリーンイベントガイドライン」に基づき、省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を推進し、環境負荷の低減を図ります。
 - (2) 環境に配慮した公共工事を推進します。
 - (3) グリーン購入を推進します。
- 4 研修・訓練を通じ、全職員が環境方針を理解し、環境に配慮した日常活動を実践します。

平成24年4月1日

高槻市長 濱田 剛史